

## 31 周防大島の文化財

### 仙人台（日前）

日前の東、白鳥八幡宮境内の海辺に仙人台はある。もともとは平岩と呼ばれていた大きな岩で、上面が平らになっており広さ四畳ほどもある。近世の名筆 明月上人（1727～1796 周防大島の文化財②参照）がこの岩を仙人台と名付けた。

日前の願行寺の次男として生まれ、14歳で松山の円光寺に入った明月上人は、望郷の念にかられて時折帰島しては自ら仙人台と名付けたこの平岩に遊び、友人と酒を酌み交わしたという。

帯石観音、亀島、外入など周防大島を詠んだ望郷の詩が多く残されているが、仙人台についても、次のように詠んでいる。

「蒼翠蓋臺上 洪濤驚臺下 時有羣仙士 乘晴此命駕」

松の緑が平たいおおきな岩の上を覆っている。大きな波が岩の下に打ち寄せてとどろく。風雨の激しい波の高い時はまるで仙人が岩に群がっているように見える。晴れて静まってみると仙人の姿は見え、もとの岩だけがくっきり見える。といった意味になる。

明治以降は護岸工事が進み、現在のこの地は波も穏やかである。また、現在は台上に燈籠も置かれていて往時とは異なるが、明月上人の詩情が偲ばれる場所である。

《周防大島町文化財保護審議会委員 光田伸幸》



## 農地パトロールを実施します

### 【目的と時期】

周防大島町農業委員会では、農業委員および農地利用最適化推進員による農地パトロールを実施しておりますが、今年度は5月～8月と期間を広げて実施します。

また8月は、農地法第30条に基づき、農地の利用促進につなげるための情報収集を目的に、①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握、③違反転用の発生防止・早期発見を重点に調査する利用状況調査を併せて実施します。

調査期間は、緑の帽子を着用した農業委員および農地利用最適化推進委員が目視等で確認を行いますので、ご協力をお願いします。

### 【遊休農地とは】

- ① 1年以上にわたって耕作しておらず、今後耕作されないと見込まれる農地
- ② 周辺の農地と比べて著しく低利用となっている農地

### 【なぜ調査が必要なの？】

農地の適正な管理を怠ると、雑草が繁茂することで、病害虫の発生、鳥獣害、ゴミの不法投棄、汚水の発生源、火災発生や交通の妨げなどの原因となり、近隣の農業者や周辺住民へ大きな迷惑を及ぼしかねません。雑草木等の除草・伐採（陰切り）、病害虫駆除など、農地の適正な管理をお願いします。

また、平成29年度から、農地法に基づき、農業委員会が農地所有者に対して、中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地を対象に、固定資産税の課税の強化がされています。なお、農地の貸付や譲渡を希望される方は、地元農業委員、農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局までご相談ください。

### ■問い合わせ

農林課 農林振興班

☎ 0820(79)1002